

柏市教育課程編成規程

柏市教育課程編成規程

昭和 41 年 8 月 1 日

(教)訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、柏市立小学校及び中学校管理規則(昭和 39 年柏市教育委員会規則第 1 号。以下「規則」という。)第 11 条から第 13 条までの規定により、教育課程編成の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 17 教委訓令 3・一部改正)

第 2 条 削除

(平 17 教委訓令 3)

(実施報告)

第 3 条 規則第 12 条の規定により校長が報告しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育課程編成の方針、指導の重点等の反省に関すること。
- (2) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の予定時数及び実施時数に関すること。

(平 17 教委訓令 3・一部改正)

(修学旅行等)

第 4 条 規則第 13 条の規定により教育委員会が別に定める基準は、次項から第 6 項までに定めるところによる。

2 修学旅行及び遠足(以下「修学旅行等」という。)を計画し、又は実施する場合は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 修学旅行等は、教育課程の一環として実施されるもので、教育効果を高め、児童又は生徒の心身の発達段階を考慮して計画を樹立すること。
- (2) 修学旅行等は、日帰りとする。ただし、最高学年の場合又は特別の事情がある場合は、小学校にあっては 1 泊 2 日、中学校にあっては 2 泊 3 日まで延長することができる。
- (3) 引率職員は、原則として児童又は生徒 30 人ごとに 1 人の割合であることとし、宿泊を要する修学旅行等にあっては、別に校長又は教頭及び学校医等を参加させること。この場合において、8 学級以上

の中学校で修学旅行を実施するときは、引率職員 1 人を加えることができる。

- (4) 費用は、保護者の負担が過重にならないよう留意すること。
 - (5) 参加者は、心身に異常がある者を除き、原則として全員とすること。
- 3 自然教室を計画し、又は実施する場合は、小学校高学年の児童並びに中学校第 1 学年及び第 2 学年の生徒を対象として、当該学校以外の施設を利用して行うものとする。この場合において、期間を 5 泊 6 日まで延長することができるほかは、修学旅行等に準じて行うものとする。
 - 4 当該学校以外の施設を利用する実習又は見学を計画し、又は実施する場合は、児童並びに生徒の健康及び安全に留意の上、その目的が十分達せられるように施設を選定し、利用するものとする。
 - 5 運動、芸能等に関する対外競技を計画し、又は実施する場合は、その性格をよく検討し、学校教育全体の立場から無理のないように配慮するとともに、十分教育的効果を収めるよう計画して実施するものとする。
 - 6 水泳、臨海学校その他教育委員会の定める特別な行事のうち、水泳及び臨海学校を計画し、又は実施する場合は、修学旅行等に準じて行うものとする。

(平 17 教委訓令 3・一部改正)

(補則)

第 5 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和 41 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年教育委員会訓令第 2 号)

この訓令は、令達の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 55 年教育委員会訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年教育委員会訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年教育委員会訓令第 1 号）

この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年教育委員会訓令第 3 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

END